

グローバル・ガバナンス学会
第19回研究大会

プログラム・報告要旨集

日程：2026年5月9日（土）～10日（日）

会場：愛知大学 名古屋キャンパス

2026年4月改訂版

変更点

- ・懇親会の事前申し込みの受付を終了しました。
- ・ポスター・セッションの詳細を追加しました。
- ・一部登壇者の所属を変更しました。

グローバル・ガバナンス学会 第 19 回研究大会のご案内

会員の皆さまにおかれましては、日頃より本学会の活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。2026 年度の第 19 回研究大会は、伊藤潤会員を実行委員長として愛知大学・名古屋キャンパス（愛知県名古屋市）にて開催されます。国際情勢が大きく変動する中、今回も多様な分野における研究報告が予定されており、グローバル・ガバナンス研究のいっそうの広がりや深化を改めて実感しております。

2026 年度研究大会の共通論題は「グローバル・ガバナンスの伝え方—学術出版の未来を考える」であり、例年どおり市民公開セッションとして開催いたします。AI の急速な普及により、誰でも様々な情報へ容易にアクセスできるようになる一方で、研究者や大学・研究機関の果たす役割が改めて問い直されています。こうした状況を踏まえ、本大会では多様化する研究成果の発信方法の中でも書籍出版に焦点を当て、研究者と社会をつなぐ重要な媒介としての学術書の意義を検討します。同時に、どのような知識が社会に普及するのかという「知の構造」をめぐるグローバル・ガバナンスについても議論を深める予定です。

部会では、第 2 次トランプ政権によるリベラル国際秩序への影響、グローバル・サウスの実像、国際行政学の観点からみる国連の役割など、幅広いテーマを取り上げます。さらに、エネルギー政策、貿易と持続可能性、メディア、ワシントン体制、民主化支援、難民問題、国家の正統性など、多岐にわたる自由論題報告も予定されています。

また、研究大会初日には学部生・大学院生を対象としたポスター・セッションを開催いたしますので、ぜひお立ち寄りいただければ幸いです。なお、今回よりポスター・セッションの「大学院生」部門の対象を修士課程・博士前期課程の院生とし、あわせて部会に新たなカテゴリーとして「若手・博士後期課程院生セッション」を設けました。あいにく今大会では当該セッションの開催はございませんが、今後、若手研究者や博士後期課程院生の皆さまに積極的にご活用いただければと存じます。

このような制度改革も反映された本研究大会の開催にあたり、企画委員会、実行委員長、事務局（事務局長、会計）を中心とする多くの理事・会員の皆さまに多大なるご尽力を賜りました。第 7 期理事会をはじめとする関係者の皆さまのご協力とご支援に改めて心より感謝申し上げます。

本研究大会が会員の皆さまのご研究にとって実り多い機会となりますことを願っております。多くの皆さまと会場でお目にかかれますことを楽しみにしております。

グローバル・ガバナンス学会第 7 期会長
小尾 美千代

*大会参加費と懇親会について

- 大会参加費は会員・非会員ともに無料です。非会員が参加できるのは、ポスター・セッションと共通論題（市民公開セッション）のみです。会員・非会員とも、参加の事前申し込みは必要ありません。
- 懇親会を 5月9日（土）18:15～19:45 に開催いたします（会員限定）。懇親会費はお一人 5,500 円です。当日現金にて徴収いたします。おつりの無いようご協力のほどよろしくお願いいたします。
※事前申し込みの受け付けは終了いたしました。当日の申し込みは、若干名受け付けます。

*年会費の納入について

- 年会費の納入は、下記の口座をお願いいたします。金額は一般会員 5,000 円、学生・シニア会員 2,500 円です。

【振込先】

ゆうちょ銀行

記号・番号：00800-1-188924（記号 00800 口座番号 188924）

口座名：グローバル・ガバナンス学会

他の金融機関から振り込む場合

口座番号：0188924

種類：当座

店名：〇八九（ゼロハチキュウ）

※大会期間中の会場での現金納付には対応いたしかねますので、ご理解ください。会場受付に「払込取扱票」を設置しますので、ご入用の際はご自由にお取りください。

会場アクセスについて

愛知大学名古屋キャンパス(講義棟)

〒453-8777 名古屋市中村区平池町 4-60-6



大学 Web ページ

<https://www.aichi-u.ac.jp/guide/access#b-407288>



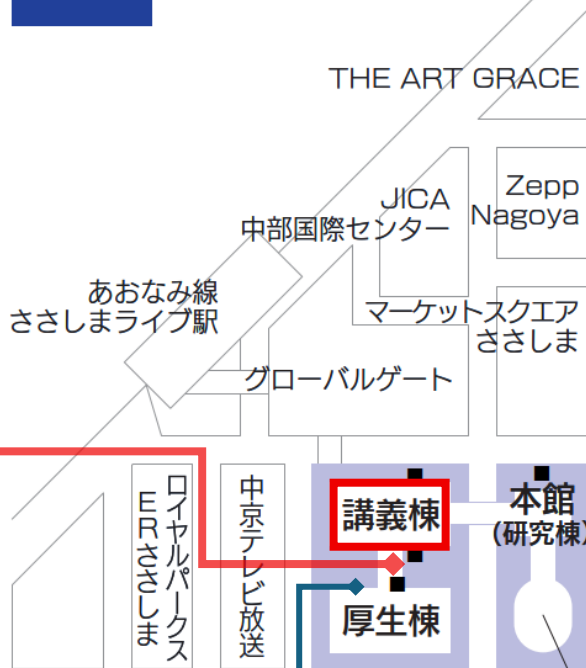
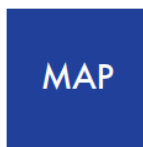
Google マップ

鉄道をご利用の場合

- JR・名鉄・近鉄・地下鉄「名古屋」駅から徒歩約 12～15 分
- あおなみ線「ささしまライブ」駅下から歩行者デッキを利用して徒歩約 5 分
- 近鉄「米野」駅から徒歩約 8 分

バスをご利用の場合

- 名鉄バス「愛知大学前」下車
- 名古屋市営バス「ささしまライブ」下車



会場入口
(講義棟1F キャンパス・モール側)
※道路側出入口や2F デッキ出入口は
休日中閉鎖のため利用不可

懇親会会場
生協レストラン「アペティ」
厚生棟1F

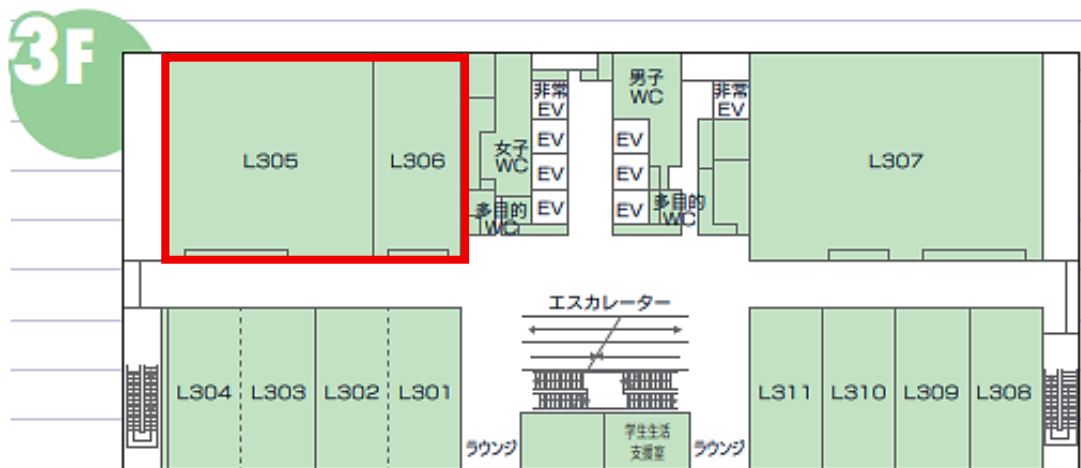
会場フロアについて

愛知大学名古屋キャンパス講義棟 3F および 4F

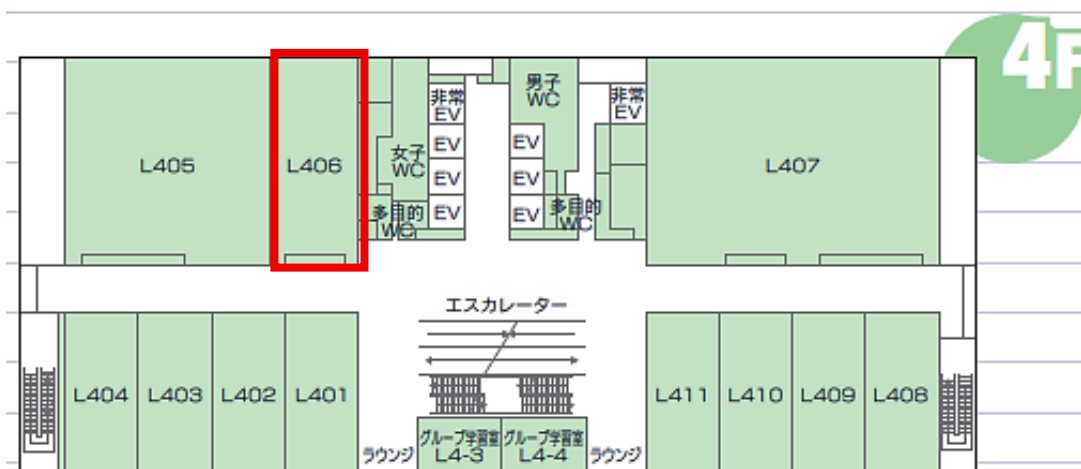
講義棟に入って中央エスカレーターを使用して 3F までお越してください。

- 3F 中央ホール：受付(9 時 30 受付開始)
- 3F 東側廊下：ポスター・セッション会場
- L301・302：休憩室
- L311： 出版社展示(調整中。展示がない場合もございます)
- L305： 共通論題、総会、部会 5
- L306： 部会 1～3
- L406： 部会 4

講義棟 3F



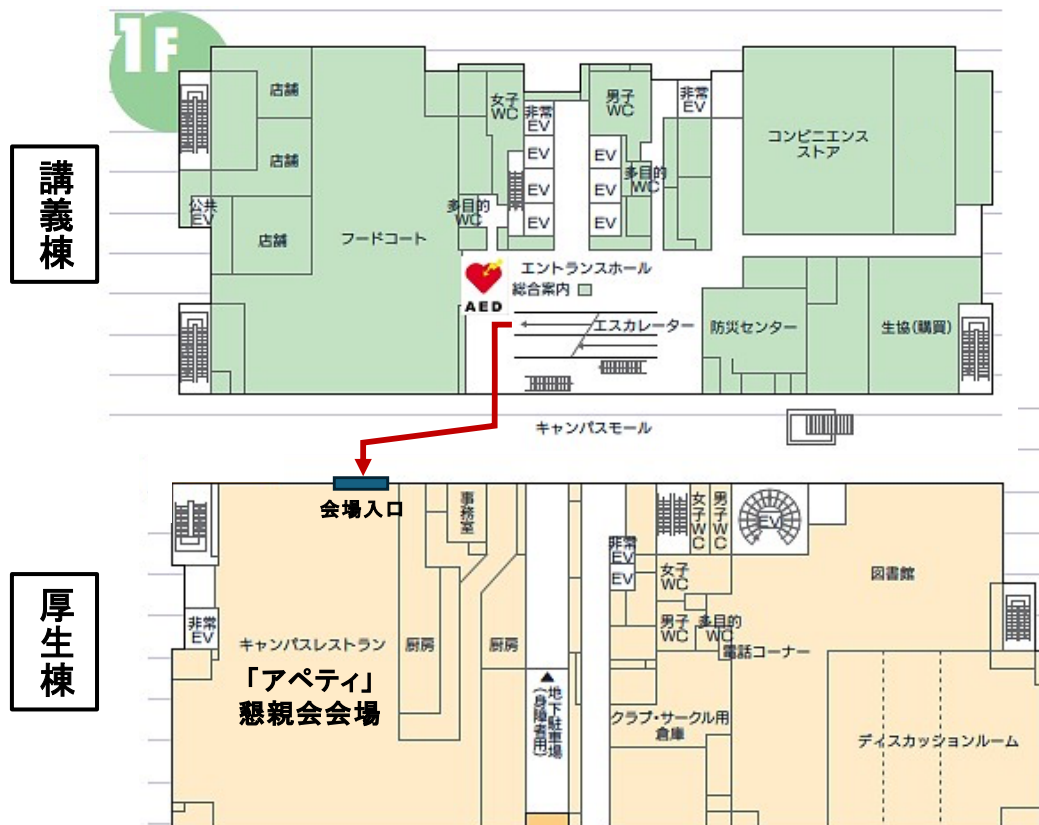
講義棟 4F



懇親会会場

愛知大学名古屋キャンパス 大学生協レストラン「アペティ」

会場のレストランは「講義棟」の向かいにある「厚生棟」1F 西側にあります。参加される方は講義棟のエレベーター等をご利用いただいて1Fへ降りていただき、キャンパスレストランへお越しください。



施設利用に関するお願い

- 学内でのゴミの分別にご協力のほどお願いいたします。
- 本キャンパスは「禁煙」となっております。また、周辺区域は路上喫煙禁止となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 学内設置のコピー機はお使いいただけません。キャンパス1階コンビニ(ミニストップ)や周辺のコンビニをご利用ください。
- 本学は eduroam 加入機関ではございません。インターネットへの接続は、ご自身の端末からテザリング等でご対応をよろしくお願いいたします。
- 本学では HDMI のみ接続可能です。USB Type-C 等への変換アダプターの貸し出しは行っていません。必要に応じてご準備の程よろしくお願いいたします。

昼食場所について

- ・ 学内のレストランは両日ともご利用いただけません。近隣の施設をご利用ください。
- ・ キャンパス内：ミニストップ ※休日は講義棟から直接入店することができません。恐れ入りますが一度建物を出ていただき、道路沿いのコンビニ正面入り口からご利用ください。

◇ 近隣のご利用可能な施設

- ▶ マーケットスクエアささしま: <https://sasashima.market-square.jp/>
ファミリーマート、マクドナルド、コメダ・コーヒー、サイゼリア等



- ▶ グローバル・ゲート内: <https://shops.globalgate.nagoya/>
スターバックス、サブウェイ、デリカキッチン等



※ささしまライブ全体のご案内:<https://www.sasashima.nagoya/>

大会プログラム

5月9日(土) 受付開始 9:30 受付：講義棟 3F 中央ホール

10:00~12:00

【部会 1】リベラル国際秩序の動揺—第二次トランプ政権が及ぼすグローバル・ガバナンスへの影響— 会場：講義棟 L306

報告：臼井 陽一郎（新潟国際情報大学）「トランプ 2.0 の衝撃、EU の変貌—ポスト大西洋主義の時代へ—」

報告：加茂 具樹（慶應義塾大学）「規範の受容者から規範の形成者へ—グローバル・ガバナンスにおける中国の役割の拡大とその後—」

報告：草野 大希（埼玉大学）「トランプ政権が揺さぶるリベラル国際秩序—トランプ 1.0 から 2.0 で強化された挑戦—」

討論：塚田 鉄也（桃山学院大学）

討論：山崎 周（東洋大学）

司会：御代田 有希（東洋大学）

12:00~18:00（ポスターの閲覧可能時間）

【ポスター・セッション】（コアタイム 12:00~15:00） 会場：講義棟 3F 東側廊下

※アイウエオ順

〈学部生部門〉

三好 紗矢（宇都宮大学）・吉田 桜華（宇都宮大学）「規範遵守に対する非国家アクターのネットワーク機能に関する考察—ガザ地区における人道支援要員攻撃に対するアドボカシー活動を事例に—」

〈大学院生部門〉

徐 超然（立命館大学大学院）「西側諸国における OSCE 国際選挙監視団の活動」

鈴木 望夢（宇都宮大学大学院）「国際刑事裁判所（ICC）の管轄権と普遍的管轄権の競合をめぐる考察—フランスの事例からみる補完的な協力関係—」

田口 敬大（上智大学大学院）「『凍結された紛争』はなぜ解凍されるのか—ナゴルノ・カラバフから見る既存の紛争管理理論の批判的考察—」

中関 美南子（東洋大学大学院）「日英関係深化の要因—安全保障協力のグローバル化とインド太平洋の同盟網の変化—」

仲村 盛駿（中京大学大学院）「吉元政矩沖縄県副知事の再任案不成立にみる中央・地方関係—日米同盟管理におけるガバナンスの観点から—」

Adan Bibi（立命館大学大学院）“Constructivist and Realist Approaches to the Russian War over Ukraine”

12:00~13:00 お昼休み

13:00~15:00

【部会 2】自由論題 会場：講義棟 L306

報告：巢山 祐子（東京学芸大学）「ドイツ・シュルツ政権下でのエネルギー政策合意形成過程—ロシアのウクライナ侵攻とその影響—」

報告：西川 太郎（神戸大学）「なぜ EU は FTA の貿易と持続可能な開発章に貿易制裁を導入したのか？—プリンシパル-エージェント・モデルの適用可能性—」

報告：本間 圭一（東洋大学）「イギリスの右派ポピュリズム政党・改革党とメディアの相互作用—メディア・ヘゲモニーのグローバル化現象—」

討論：中村 登志哉（名古屋大学）

討論：西村 もも子（東京女子大学）

司会：田中 聡（北九州市立大学）

15:10~15:50 理事会 会場：講義棟 L309

16:00~18:00

【共通論題】グローバル・ガバナンスの伝え方—学術出版の未来を考える—
(市民公開セッション) 会場：講義棟 L305

報告：上野 友也（岐阜大学）「入門書からモノグラフまで—多様な形式による知の普及とその未来—」

報告：杉浦 功一（文教大学）「グローバル・ガバナンスの教科書の作り方—出版の意義と課題を考える—」

報告：小山 淑子（早稲田大学）「知識は誰が統治するのか—治安部門改革（SSR）における知識生産の権力とヒエラルキー—」

討論：大中 真（桜美林大学）

討論：福田 智洋（東海大学）

司会：松村 史紀（宇都宮大学）

18:15~19:45 懇親会 会場：大学生協レストラン「アペティ」

5月10日(日) 受付開始 9:30 受付: 講義棟 3F 中央ホール

10:00~12:00

【部会 3】 グローバル・サウスの実像 会場: 講義棟 L306

報告: 井原 伸浩 (名古屋大学) 「ASEAN の制度強化と、地域のグローバル・ガバナンスに与える影響」

報告: 小林 周 (武蔵野大学) 「中東における経済安全保障をめぐる攻防—戦略的自律性と体制維持の追求—」

報告: 高橋 麻奈 (神田外語大学) 「太平洋小島嶼開発途上国 (SIDS) が抱える脆弱性とは—グローバル社会の中での『不平等な現実』—」

討論: 高柳 彰夫 (フェリス女学院大学)

討論: 藤井 広重 (宇都宮大学)

司会: 首藤 もと子 (筑波大学)

【部会 4】 国連とグローバル・ガバナンス—国際行政学の視点から— 会場: 講義棟 L406

報告: 松田 裕美 (神戸市外国語大学) 「UN80 イニシアチブと人権指向型プログラム形成アプローチ—強化か空洞化か? 理論と実務からの考察—」

報告: 原田 徹 (佛教大学) 「マルチレベルな権限割当機種の再検討—国連と EU の比較—」

報告: 津田 久美子 (北海学園大学) 「国際租税協力における国連の役割—周縁化したフォーラムの再浮上?—」

討論: 山田 哲也 (南山大学)

討論: 吉沢 晃 (関西大学)

司会: 本多 倫彬 (中京大学)

12:00~13:00 お昼休み

13:00~13:30 総会 会場: 講義棟 L305

13:45~16:30

【部会 5】 自由論題 会場: 講義棟 L305

報告: 大原 俊一郎 (亜細亜大学) 「国際システム論からみたワシントン体制」

報告: 金 孝淑 (神田外語大学)・ポッター・デイビッド (南山大学) 「新興選挙監視組織の台頭と国際選挙監視規範の強固さ—A-WEB 報告書の比較分析—」

報告: 佐藤 滋之 (武庫川女子大学) 「難民支援ガバナンスの『二重の逆境』と恒久的解決策の現在地」

報告：白川 俊介（関西学院大学）「主権の内部的限界とグローバル・ガバナンス—『手続きによる支配』を巡る『責任ある主権』の規範と制度設計—」

討論：湯浅 拓也（大阪産業大学）

討論：大澤 傑（愛知大学）

討論：中村 覚（神戸大学）

討論：細井 優子（拓殖大学）

司会：中村 長史（共立女子大学）

報告要旨

【部会 1】

リベラル国際秩序の動揺 —第二次トランプ政権が及ぼすグローバル・ガバナンスへの影響—

企画主旨

第二次トランプ政権発足後、世界は大きな変化を目の当たりにしている。追加関税、同盟国軽視、国際条約や機関からの離脱、パワー・ポリティクスへの傾斜、権威主義的指導者への共感といった対応は、第一次政権時よりも激しさを増し、国際的協力体制の根幹に打撃を与えている。つまりかつてアメリカが自ら築き上げてきたリベラル国際秩序が大きく揺らいでいる。

グローバル・ガバナンス論はこのリベラル国際秩序を前提にして議論を発展させてきた。しかし、その前提が揺らいでいるのであれば、新たな考察が求められているのではないだろうか。

トランプ政権の政策によりリベラル国際秩序は修復困難なほどに弱体化するのか。アメリカの同盟国はこれにどう対応しているのか。そしてアメリカに対抗する国はどう見ているのか。本部会ではアメリカの視点、ヨーロッパ諸国の視点、そしてもう一つの大国である中国の視点に焦点を当て、この問題を探っていく。

【部会1】

トランプ 2.0 の衝撃、EU の変貌 —ポスト大西洋主義の時代へ—

臼井 陽一郎（新潟国際情報大学）

リベラル国際秩序の将来について、EU の視点から考察してみたい。まずもって問われるのは、EU の視点から考察することの意義であろう。EU にはリベラル国際秩序を維持し発展させようとする意思はあるが、その能力はなく、アメリカと中国を論じれば事足りるわけで、あえて加えるとしても、インドであろうという見立てに対して、最初に反論しておく。このひとつめの課題について、本報告では、EU がグローバル安全保障にとっても、グローバル資本主義にとっても、けっして無視できる政治アクターではなく、その集合性の大きさと戦略的構え、そしてパワーの質的特徴に関して、必須の考察対象であるべきだと主張する。次に、この論点に関連して、EU がリベラル国際秩序を維持し発展させようとする意思を持ち合わせているにしても、27 カ国 4 億 5 千万人を擁する集合的政治アクターEU が追求するリベラル国際秩序とは何であるのかが、問われなければならない。本報告では、EU が追求するリベラル国際秩序とは、ポストナショナル・リベラリズムを基礎としたものであるとする見方を示した上で、このポストナショナル・リベラル国際秩序の追求に対して、トランプ政権からも、また EU 域内の統合懐疑的極右ポピュリスト勢力からも、EU を揺るがすほどの強い反発が生じている事実を確認しておく。直接的には、この反発に対応するため、また中長期的には、変貌する地政学的安保環境の激変に生き残っていくため、EU とその加盟国は今現在、リベラル国際秩序を追求する規範パワーであろうという集合的意思を変容させ、アメリカという同盟国の存在を前提としない——ポスト大西洋主義の時代にプレゼンスを維持していくことを可能とするほどの——物的パワーを求め始めている。この現状について、僅かながら出始めている先行研究をレビューしつつ、論点整理を行いながら、結論として次のような展望を示しておきたい。EU は、地政学的主体性を発揮し始め、物的パワーの増強を試みつつも、なお、リベラル国際秩序の存続にとって最低限の意義を持ちうる戦略的方向性を追求している。それは、リベラル規範を組み込んだ貿易協定ネットワークの拡充と、その派生的展開となるインターリージョナリズムの模索——直近ではメルコスールおよびインドとの貿易協定——そしてグローバルウェストの構築——日本、カナダなどとの安保パートナーシップの形成——である。

【部会1】

規範の受容者から規範の形成者へ —グローバル・ガバナンスにおける中国の役割の拡大とその後—

加茂 具樹（慶應義塾大学）

習近平指導部は「大国外交（*daguo waijiao*）」を掲げ、流動する国際秩序のなかで能動的に行動する姿勢を鮮明にしている。かつての中国は国際的な規範を所与のものとして受け入れる「受容者」であったが、第13次五カ年計画において「制度性話語権（*institutional discourse power*）」という概念を提起するところから（2015年頃）、ルールを創出する「形成者」への転換を加速させている。

この転換の背景には、かつては米国の覇権システム内での発展を模索した時期も含め、米国のいかに覇権を構築し維持してきたのかという学術界による徹底した研究の蓄積がある。中国は、国際秩序が軍事力や経済力、そして正当性を担保する価値の体系の三重構造から成ることを深く認識している。中国指導部の国際秩序観の核心には、習近平氏自らが言及する「東昇西降」という国際政治における力学変化の認識と、その過程で生じうる「トゥキュディデスの罠（修昔底徳陥穽）」や「キンドルバーガーの罠（金徳ル伯格陥穽）」への強い警戒感が混在している。

本報告は、中国外交が「規範の受容者から規範の形成者へ」と転換してゆく動力を、内政と外交が密接に関連した「不安全感」の解消という側面から考察する。ここで重要なのは、中国が米国に代わって力の体系や利益の体系において全世界的な公共財を供給する能力を、現時点では十分に備えていないと自覚している点である。指導部は秩序の空白が自国の統治基盤を揺るがす要素であることを認識しているが、同時に米国に代替する自らの包括的なパワーの限界も認識している。

それゆえに中国は、物質的なパワーを補完し、限定的な能力でも国際的な生存空間を確保し得る価値の体系（ルール形成）の掌握に死活的に注力しているのである。ルールメイキングへの執着は、激変する世界で自らの統治システムやアイデンティティが否定されることへの根源的な不安に対抗し、自己の存在の一貫性を対外的に承認させることで、内的な確信を維持するための生存戦略に他ならない。近年のウクライナ危機等をはじめとする国際秩序の急速な流動化と同時並行的に、政策選好が「開発主義」からあらゆるリスクを統制対象とする安全保障化へとシフトするなか、中国は自らの物語が世界に受容される安定的な環境の構築を急いでいる。

本報告では、中国の外交姿勢の転換がいかに内的な安定要求と結びついているかを明らかにする。その上で、近年、規範形成への関心を深めてゆく中国の行動がもたらす「その後」を展望し、既存の自由主義的規範との間に生じる摩擦の本質が、単なる利益の対立を超えた「秩序の正当性」をめぐる根源的な衝突であることを浮き彫りにする。

【部会1】

トランプ政権が揺さぶるリベラル国際秩序 —トランプ 1.0 から 2.0 で強化された挑戦—

草野 大希 (埼玉大学)

「アメリカ第一主義」を掲げたトランプ 1.0 政権 (2017–2021 年) の登場にあたり、少なからぬ論者が、リベラル国際秩序 (liberal international order: LIO) の「混沌」や「終焉」を懸念した (Jervis et al. 2018; Ikenberry 2018)。LIO とは、①政治 (民主主義・人権)、②経済 (自由貿易)、③外交 (国際制度や国際ルールに基づく多国間主義) という三領域において、リベラルな価値や原則を重んじる国家間秩序を指す。21 世紀以降、LIO は権威主義国家として台頭する中国—LIO の「外側」の勢力—から挑戦を受けてきたが、トランプ政権の登場によって、その挑戦は LIO の「内側」—もしくは「中心」—からも突きつけられた (Kusano, Katsumata, Tomita 2023)。LIO の復権を掲げたバイデン政権 (2021–2025 年) 下で一定程度緩和されたかに思われたが、2025 年 1 月に再登板したトランプ 2.0 政権下では、LIO の三領域における挑戦が一層強まっているように見える。LIO は既に終焉し、再選されたトランプは「非リベラル秩序」をあからさまに追求するようになるとの予測 (Cooley and Nexon 2025) も、現実味を帯びつつある。

本報告の目的は、トランプ政権による LIO への挑戦が、1.0 から 2.0 にかけて、なぜ、どのように強化されたのかを明らかにすることである。報告の構成は、次の通りである。

第一に、LIO をグローバル・ガバナンス (GG) 論の文脈に位置づけたうえで、LIO の盛衰を大きく左右するアメリカおよびトランプ政権を考察する意義を確認し、LIO や GG に関する最新研究 (Leeds et al. 2025; Lake 2025; Wiener, Lake, and Risse 2026) 等を踏まえて問題設定を行う。第二に、トランプ 1.0 と 2.0 政権を比較し、三領域における挑戦の内容と強化を跡づける。①では世界における民主主義・人権の促進に否定的な影響を与える政策、②では貿易・投資の自由化に否定的な影響を与える政策、③では国際組織や多国間枠組みに否定的な影響を与える政策に加え、国際ルールに反する外交や武力行使を対象とする。第三に、これらの挑戦をもたらす主要因として「(指導者) 個人要因」「(アメリカの) 国内要因」「国際システム要因」に着目し、どの要因が 2.0 政権での挑戦の先鋭化に寄与したのかを検証する。以上を通じて、今後のトランプ政権と LIO の行方を展望する。

【部会2】（自由論題）

ドイツ・シュルツ政権下でのエネルギー政策合意形成過程 —ロシアのウクライナ侵攻とその影響—

巢山 祐子（東京学芸大学）

ドイツの中道左派のドイツ社会民主党（SPD）のシュルツ（Olaf Scholz）政権のエネルギー政策合意形成過程分析を行う。16年という長期政権であったメルケル政権を継承する形でシュルツ政権は、SPD、自由民主党（FDP）並びに緑の党の3党連立政権として2021年12月に発足した。しかし、2024年11月、2025年度の予算編成での債務ブレーキに関する意見の相違からシュルツ首相はFDPのリントナー（Christian Lindner）財務相を解任し、任期を待たず約3年で政権は崩壊する。政権崩壊の大きな要因として政権発足直後の2022年2月のロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰が考えられる。ロシアのウクライナ侵攻により、ドイツのエネルギー政策は大きな転換を余儀なくされたのである。

民主主義国家では国民の意向は無視できないが、国家として必要なエネルギー政策は国民の意向と必ずしも同一とは限らない。そのような状況下でいかに為政者は最適なエネルギー政策を導くのであろうか。本報告は事例としてシュルツ政権を取り上げ、政策立案者が必要とするエネルギー政策が社会的に賛否両論ある場合でも政策立案者は社会の要請と両立させたエネルギー政策を策定し、実施することは可能であることを立証するものである。

本報告では、シュルツ政権の概要を説明し、エネルギー政策を修正する要因となったロシアのウクライナ侵攻を境に分割し、分析を行う。分析に用いる唱道連携モデル及び政策の窓モデルの概要を説明し、エネルギー政策全体の分析ののち、最後に同政権の環境・エネルギー政策決定過程を考察する。

分析対象として、ロシア産天然ガスに代わるLNGの確保、原発延長及び暖房法制定を取り上げる。

分析の結果、シュルツ政権のエネルギー政策でも、暖房法の合意形成過程で見られたように、国民の意思と国家の政策が乖離した場合でも、政策が遂行できることが証明された。また憲法裁判所は唱道連携モデルの政策ブローカーとして役割を果たしたことが明確化した。暖房法は国民の理解を得るのが難しかった法律であったにもかかわらず成立した。その背景には、政策の窓モデルの分析から連邦参議院での分割政府の存在があったことが判明した。

【部会 2】（自由論題）

なぜ EU は FTA の貿易と持続可能な開発章に貿易制裁を導入したのか？

—プリンシパル-エージェント・モデルの適用可能性—

西川 太郎（神戸大学）

経済活動のグローバル化・相互依存の拡大の中で、1990年代ごろから貿易政策が環境・労働政策に与える影響について、国際連合、経済協力開発機構（OECD）、世界貿易機関（WTO）等のグローバルな枠組みで議論されてきた。しかしながら、グローバルな制度化が進まない中、EU や米国は二国間・複数国間の自由貿易協定（FTA）で、環境・労働基準と貿易政策の関係を規定し始めた。米国の FTA の環境・労働章は協定違反の際の貿易制裁を明記してきた。一方で、EU の新興国・主要貿易相手国との包括的な「新世代」FTA（2000年半ば～）の貿易と持続可能な開発（TSD）章は、一貫して協議を重視し、①国際労働機関（ILO）の中核的労働基準、多国間環境協定の遵守、②環境、労働者の保護に関する基準の引き下げによる貿易・投資の奨励の禁止等のエンフォースメントを図ってきた。しかし、2022年6月に発表された欧州委員会の指針において EU はこの「協議型」のアプローチを転換し、ニュージーランド、チリとの貿易協定（ともに2023年署名）では深刻な協定違反の際の最終手段として貿易制裁が TSD 章に採用された。

なぜこのような変化が起きたのか？2010年代後半に行われた TSD 章の改革の議論において欧州委員会が貿易制裁の導入に一貫して消極的であった事実を踏まえると、先行研究が指摘する欧州委員会の TSD 章への影響力では、この TSD 章の変化を説明できない。一方で、TSD 章の改革の議論において、EU 理事会では貿易制裁の導入に積極的な加盟国と消極的な加盟国が存在していた。欧州議会でも貿易制裁の導入に積極的な左派と消極的な右派の政党グループが存在していた。このような事実から、EU が TSD 章に貿易制裁を導入したのは、制裁導入に積極的な理事会と欧州議会の一部が欧州委員会への影響力を高め、その選好が欧州委員会の指針に反映された結果と考えうる。

本報告では、EU の TSD 章への貿易制裁の導入に関して、EU の貿易政策研究の主要な枠組みであるプリンシパル-エージェント（P-A）モデルの適用可能性を検討する。具体的には、P-A モデルを用いた EU の貿易政策研究が、本人（理事会、欧州議会）の代理人（欧州委員会）へのコントロール、代理人の自立性をどのように理論化してきたのかを整理する。その上で、本事例において適用しうるコントロール、自立性のメカニズムを提示し、今後の実証研究の土台とする。

【部会 2】（自由論題）

イギリスの右派ポピュリズム政党・改革党とメディアの相互作用 —メディア・ヘゲモニーのグローバル化現象—

本間 圭一（東洋大学）

イギリスの右派ポピュリスト政党・英国改革党が、支持率を驚異的に伸ばし、英政界に地殻変動をもたらしている。2024年7月の総選挙では、与党・労働党と最大野党・保守党の二大政党に次ぐ14%を得票し、初の5議席を得たほか、2025年5月の地方選では、政党の最多得票率として30%を獲得して600人以上が当選した。調査会社・ユーガブによると、2026年1月時点での支持率は24%で、二大政党を引き離してトップとなっており、今後の展開によっては英政治に大きな影響を与える可能性がある。

これまで、改革党の躍進の背景として、世界的に反グローバル勢力が台頭する中で、移民排斥と英国第一主義の訴えが、イギリスの中級・下層階級に響いた点が指摘されてきた。しかし、本報告では、改革党のメディア戦略と右派系メディアの登場が、改革党の支持拡大に大きな役割を果たした点を説明し、今後の党勢を展望する。

その際に、援用するのが、イタリアの思想家兼政治家、アントニオ・グラムシのヘゲモニー（覇権）理論である。グラムシは、先進国において、政治的変革を実現するためには、学校、教会、メディアといった市民社会の組織が、市民の同意を得ることが重要との考えを示した。これまで右派ポピュリズム政党を無視・批判してきた英国のメディアにおける変化に触れる。

本報告で、改革党のメディア戦略については、ナイジェル・ファラージ党首が、「デジタル・ファースト戦略」を掲げ、政策や主張をソーシャル・メディアで発信し、数百万人規模のフォロワーを持っていること、右派系メディアの登場については、2021年に開局した右派系のニュース・テレビ「グレート・ブリテン・ニュース（GBN）」がファラージら改革党政治家を出演させたことを指摘する。世論調査によると、改革党支持者が最も利用するメディアはGBNであり、GBNは昨年末、テレビ・ニュースの視聴率でトップとなった。改革党への支持率は、GBNの視聴率とともに拡大しており、英国以外の国の例も示しながら、右派メディアにおけるヘゲモニー獲得が進んでいる状況を説明する。

【共通論題】

グローバル・ガバナンスの伝え方 — 学術出版の未来を考える —

企画主旨

研究者が自分の研究成果を公に発信することは、学問の発展にとって不可欠な行為であり、一般社会にも様々な恩恵をもたらす。どんなに優れた研究成果も研究者の頭や研究室から外に出なければ、世界に何の影響も与えない。つまり研究とは、その成果を人々が共有して初めて現実的な意味をもつ。

研究成果を発信・共有する方法は学会報告、論文投稿、本の出版など複数ある。研究者はそれぞれの特徴を踏まえて、自分の研究の内容や、研究者としてのキャリアの展望（就職、昇進）など、諸々の要素を考慮して方法を選んでいる。

共通論題では、このうち本の出版という発信方法に着目し、その学問的・社会的意義について改めて考えたい。高度な内容の専門書（モノグラフ、学術書）だけでなく入門書・教科書も考察の射程に入れ、そこから大学教育の問題にも議論を広げる。加えて、根本的な問題として、この世に無数の知識が存在するなかで、誰のどんな知識が人々の知るものとなり、社会に普及するのかという、いわば「知の構造」を浮かび上がらせることも狙う。

【共通論題】

入門書からモノグラフまで —多様な形式による知の普及とその未来—

上野 友也 (岐阜大学)

活版印刷の発明以来、書籍は情報伝達の重要な手段であったが、新聞、ラジオやテレビを経て、インターネットや SNS などの普及により、その地位は相対的に低下している。しかし、断片的な情報を包括的かつ体系的に理解し、知に昇華するためには学問が必要である。学問がなければ、世界を把握するために必要な概念や理論、構造を理解することができず、世界は出来事の連続として映るに過ぎない。そして、その学問を過去から未来へと伝達する有力な手段の一つが書籍である。

そのなかでも、学生や市民に対する学問の導入となるのが入門書である。現代の情報社会では膨大な情報にアクセスできるために、入門書で紹介される理論や事実はインターネットなどを通じて容易に入手でき、入門書の商品価値は下落している。出版費用を抑えるために書籍の分量も内容も薄くなり、いっそう価値が下がる。入門書を平易な文体で執筆するのは当然ではあるが、より重要なことはインターネットなどの情報媒体との差別化である。国際社会の断片的な事実を一つの総体として理解するためには、概念や理論だけでなく歴史や地域の文脈の理解の手助けが必要になる。それを提供するのが入門書の役割である。そのことが、グローバル・ガバナンスに対する学生と市民の理解を促進する第一歩となる。

一方、モノグラフは知の限界を押し広げる役割を果たしており、現代のみならず後世の世代にも伝達される書籍である。学術論文も知の領域を拡大することに貢献しているが、モノグラフとは異なる目的で執筆されてきた。学術論文は、紙面が制約されているので限定された問いに対して新規の主張と根拠を迅速に提示し、知の更新を小刻みに進めることを目的とする。モノグラフは、広い主題のもとで問い・理論・方法・証拠・反論への対応を一冊の中で完結させ、知見の総合化を目的とする。人類の知は、両者が補完し合うことで迅速性と重厚性の両面から支えられている。

【共通論題】

グローバル・ガバナンスの教科書の作り方 —出版の意義と課題を考える—

杉浦 功一（文教大学）

「活字離れ」が言われるようになって久しい。街からは次々と本屋が姿を消している。この構造的な出版不況は学術出版にも及んでいる。本報告では、そのような時代の流れのなかで、グローバル・ガバナンスの教科書をあえてつくることの意義や課題を考える。

報告ではまず、日本の学術出版の全般的な状況と「教科書」の位置づけをまとめる。そもそも出版業界の中で学術出版は特殊である。一般の書店などでの販売よりも、大学図書館や研究所が購入する専門書や学術誌（ジャーナル）で収益を上げている。大学の授業で使用される教科書もまた一定の売り上げが見込めるため重要である。しかし、取り巻く状況は厳しい。日本では、少子化による大学の収益の悪化や学生の図書館の利用の低下で、大学図書館における専門書の購入やジャーナルの定期購読の予算が削られ続けている。また、学生に教科書を「買わせる」ことの「正当化」が教員にいつそう求められている。さらに、デジタル化やオープンアクセス、学生のAI利用などの影響も受けている。

次に、報告では、政治学や国際関係論の分野を念頭に、実際に「教科書」が作られるプロセスを、報告者自身の経験や伝聞をもとに整理する。大学教員が教科書を出版する動機・目的には、授業での活用、業績稼ぎ、印税、社会的使命などがある。実際の過程として、企画のきっかけ、教科書の中身に関わる選択肢（難易度、専門性、対象とする読者層、想定する授業、章の構成、執筆者の決定、価格、印税の設定など）、編集会議や編者のリーダーシップ、出版に至る過程で起きる問題に触れていく。

これらのことを踏まえて、グローバル・ガバナンスの教科書をつくる場合の意義や課題を考える。アメリカなどの最近の動向からグローバル・ガバナンスを学ぶ意義が高まる一方で、対象となる科目とのマッチング、取り上げるグローバル課題やアクターの選択、執筆者の政治的スタンス、国際情勢の流動性、学生の関心低下などからくる困難が指摘できる。

【共通論題】

知識は誰が統治するのか —治安部門改革（SSR）における知識生産の権力とヒエラルキー—

小山 淑子（早稲田大学）

本報告は、安全保障分野のガバナンス構築を目的とする政策言説である SSR（Security Sector Reform：治安部門改革）を対象に、その知識生産の構造を分析し、いかなる主体がいかなる知識を生産し、それがどのような権力・権威関係を再生産しているのかを検討する。報告者は、1998 年から 2024 年までに発表された査読付き論文 77 本と主要政策文書を対象に、引用マッピングと質的文書分析を組み合わせた混合手法による検討を行った。

分析の結果、SSR に関する知識生産の主体は、政府系シンクタンク、国際機関、大学、ドナー機関、政策志向 NGO、およびそれらに属する専門家やコンサルタントから成る認識共同体（epistemic community）であることが確認された。知識生産の地理的分布を見ると、欧州・北米への集中が顕著であり、被引用数上位論文の著者所属先も英国・ドイツ・カナダに偏在していた。一方、SSR 実施地域の研究者や実務者は、権威的な知識生産者としてではなく情報の提供者として、下位に位置づけられる傾向が浮き彫りとなった。

この階層的な構造は、生産される知識の内容にも反映されている。OECD/DAC による基本文書の策定以降、シンクタンク主導の実務志向的知識が拡大し、ガイドラインや研修カリキュラムといった技術的・処方箋的な知識が中心を占めるようになった。学術研究においても EU や国連の実践を分析対象とするものが多く、SSR の規範的前提や認識論的基盤を問い直す研究や現地研究者による論考は限定的である。特にポストコロニアル的批判を扱う論文は 77 本中 1 本に過ぎず、主流派研究との対話も希薄である。

以上より、SSR の知識生産には地理的な偏在と認識論的な不均衡が存在し、ドナーおよび実施機関の実践を正当化・補完する知識が、主としてそれらの拠点地域のアカデミアによって生産されている実態が示唆される。本報告は、平和構築の知識が「誰によって、誰のために」生産されているのかという問いを改めて提起し、認識共同体自身による自己省察的な検討の必要性を主張するものである。

【部会3】

グローバル・サウスの実像

企画主旨

ポスト冷戦の国際秩序が急速に不安定化するなかで、グローバル・サウスと呼ばれる国々の存在感が強まっている。いまやその国々の動向が、これからの国際政治やグローバル・ガバナンスの趨勢を左右する要因として語られることは珍しくない。

だが、グローバル・サウスという大雑把なくくり方には、どれほどの実態が伴うのだろうか。具体的にどの国がそこに含まれるのか、共通のアイデンティティや利益認識をもっているのか、新たな国際秩序のビジョンを共有しているのか、まだ判然としない。それが重要なグループであることは否定できないとしても、われわれはまだその中核と輪郭を十分に把握できずにいる。

以上の問題意識に基づき、本部会は東南アジア、中東、太平洋島嶼国の3地域に焦点を合わせ、各地域の専門家による分析を通じてグローバル・サウスの実像に迫ることを目的とする。地域の視点とグローバルな視点を交えながら、この捉え難い存在を捉えるための手がかりを探りたい。

【部会 3】

ASEAN の制度強化と、地域のグローバル・ガバナンスに与える影響

井原 伸浩（名古屋大学）

2025 年 5 月、東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）の長期的戦略文書、『ASEAN 2045』が発表された。同文書は、ASEAN 共同体のビジョンおよび戦略計画を含み、加盟国が共同体の深化によって共通のアイデンティティや利益認識をもって結束し、ASEAN 中心性を軸とした国際秩序のビジョンを提示しようとしたものとみなすことができる。しかし、現実には、大国の地政学的・地経学的な対立や、南シナ海問題等に有効な対応策を打てていない ASEAN は、むしろ、東南アジア、アジア太平洋、およびインド太平洋地域において影響力を低下させており、その結束および中心性が危ぶまれているとの指摘も少なくない。

その原因の一つとして、ASEAN の制度構造がしばしば挙げられる。ASEAN は、西側と呼ばれる国々にも中露にも属さない一方で、そうした国々に対する包括性（inclusivity）を重んじてきた。この包括性を可能にする一要因が、内政不干渉原則を尊重し、協議とコンセンサスに基づく意思決定を基礎とした、加盟国の国家主権に対する拘束力の弱い ASEAN の制度構造である。しかし、そうした包括性や制度構造が、特に政治・安全保障分野で意味ある協力を阻害し、上述した ASEAN の影響力低下を招いているという見方も根強い。これを一つの背景に、『ASEAN 2045』は、ASEAN の制度強化を謳うが、その成果に懐疑的な声も聞かれる。

そこで本研究は、ASEAN の制度強化がいかに関心されているか分析する。これを通じ、いかに ASEAN が制度的能力および実効性を向上させ、地域秩序およびグローバル・ガバナンスに影響を与えようとしているか、さらには、そうした制度強化の諸課題は何かを検討する。

【部会3】

中東における経済安全保障をめぐる攻防 —戦略的自律性と体制維持の追求—

小林 周（武蔵野大学）

本報告では、中東諸国が「経済安全保障」をいかに認識し、国益および体制の維持・拡大に向けて関連政策をどのように駆使しているのかを分析する。特に、経済的な術策を用いて他国に対する影響力を行使し、地政学的・戦略的目標を追求するエコノミック・ステイトクラフト（Economic Statecraft）をめぐる動きに焦点を当て、域内・国際政治との連動について考察する。

まず、中東諸国における経済安全保障をめぐる認識や議論の特徴を整理する。その上で、中東諸国発のエコノミック・ステイトクラフトの事例として、アフリカなどへの対外援助や港湾開発を通じた地政戦略の追求について分析する。また、半導体やAI開発を含む先端技術を巡る動向や地域横断的な接続性拡大をめぐる動きを事例として、中東諸国が大国間競争の中で戦略的自律性（strategic autonomy）と体制の安定化を追求する様子を示す。

中東諸国における経済安全保障とは、地域秩序が流動化する中で戦略的自律性と体制の安定を追求し、場合によっては経済的手段と軍事的手段を組み合わせながら地政学的目標を達成する、より能動的な術策として位置付けられている点に特徴がある。また、中東諸国が経済安全保障を通じて守ろうとする「価値」は、国家のみならず体制の安全保障も含むこと、それゆえに「手段」として国内経済対策（雇用、補助金、産業育成など）が重要であることも、西側諸国とは異なる着目すべき点である。

中東諸国は、自国の地政学的・経済的重要性や諸外国との関係を梃子として、大国や他のグローバル・サウス諸国に主体的に関与／介入し、戦略的自律性の向上や権益の拡大に努めている。これらの国々は、大国間競争や域内対立の中で、できるだけ多くの陣営から支援・協力を引き出すことがヘッジとなり、自国の政治・経済・安全保障に利益をもたらすことを十分理解している。本報告ではこれらの分析を通じて、グローバル・サウス諸国の自律性と、グローバル・サウス内部の競争や政治力学を理解するための視座を提示する。

【部会3】

太平洋小島嶼開発途上国（SIDS）が抱える脆弱性とは —グローバル社会の中での『不平等な現実』—

高橋 麻奈（神田外語大学）

本報告では、「小島嶼開発途上国は、グローバル社会の中で「ゲームチェンジャー」になりうるか？」という問いを掲げ、太平洋島嶼国を事例に、その存在意義を再考することを目的とする。「小島嶼開発途上国（Small Island Developing States: SIDS）」とは、小さな島で国土が構成される開発途上国のことである。1992年に開催された「環境と開発に関する国際連合会議（UNCED）」において、グローバルな経済的・環境的・社会的インパクトに対して極端に脆弱な国家および地域であるとして認識された。SIDSは、国土の拡散性・狭隘性・離散性・海洋性、および国際市場からの遠隔性などの地理的条件に基づく特徴により、持続可能な開発が困難だとされている。現在太平洋・アフリカ・カリブ地域などの57の国と地域がSIDSと認定されており、そのうち16の国と地域が太平洋小島嶼国である。

太平洋小島嶼国は、SIDS固有の課題に加え、気候変動による海面上昇等の被害を受けやすく、その影響による人の移動（気候移民の流出）や経済活動の制限などの幅広い問題にも直面している。ツバルやキリバスなど一部の国家においては、海面上昇による国土の水没が深刻で、気候変動対策の重要性をグローバル社会に訴え続けている。そのプロセスにおいて、太平洋島嶼国は共通の課題と利益、また価値を認識し、地域機構である太平洋諸島フォーラムなどを通じた集団的外交を実践してきている。このような「小さな国家たち」によるアプローチは、グローバル社会において「多国間主義」の重要性を主張するものとして、特殊な存在感を放ってきている。

このような中で、長年にわたってSIDSがグローバル社会に対して導入を求めてきた「Multi-dimensional Vulnerability Index (MVI)」が、2023年12月の国連総会において採択された。新たな指標の導入によって、国家が直面する構造的かつ複雑な課題や脆弱性を多方面から評価し、可視化することができるようになる。これにより、太平洋小島嶼国を含むSIDS各国の脆弱な状況に合わせたニーズを適切に把握し、開発援助政策立案や経済的な支援の配分を決めることに貢献できると期待される。一方、具体的な運用方法や効果については未知数でもある。今後は、グローバル社会全体としての「脆弱性」の認識と危機の共有、さらにそれらを具体的な政策としてどのように実現させていくのかという点が重要な課題になっていくであろう。大国中心になりつつあるグローバル社会の中で、真の意味での「誰ひとり取り残さない」世界の実現のためにも、SIDSはその存在感を示し続けることが、一層期待されていくのではないだろうか。

【部会 4】

国連とグローバル・ガバナンス —国際行政学の視点から—

企画主旨

1945年10月24日に設立された国連は2025年で80周年を迎えた。近年では、国連安全保障理事会の存在感の希薄さとともに国連の機能不全の側面に焦点が当てられがちである。

しかし、複雑な国際関係の下で地球的課題が増大するなか、国連がグローバル・ガバナンスの中核的役割を担ってきたことに変わりはない。また、国家のみならず、地域機構、企業、NGOといった多様なアクターが関与する現代世界において、国連は調整役としての機能を保持しているのではないだろうか。

実際のところ、国連は第二次世界大戦後の世界でどのように国際秩序形成に貢献してきたのだろうか。本部会では、国際行政機関としての国連の役割に着目して、戦後の歩みを振り返る。具体的には、国連のイニシアチブやEUとの相互関係、国際租税における国連の役割を考える機会としたい。

【部会4】

UN80 イニシアチブと人権指向型プログラム形成アプローチ —強化か空洞化か？理論と実務からの考察—

松田 裕美（神戸市外国語大学）

米国をはじめ、欧州諸国らが大国主義や自国の安全保障を重視する方向へと政策転換を図る中、2025年3月11日、国連事務総長グテーレスは、「UN80 イニシアチブ」（以下、UN80）と呼ばれる国連改革案を発表した。

UN80は、国連システム全体の効率化と改善、マンデート実施の見直し、プログラムの再調整の3つの取り組みを主軸とする改革案であるが、その実態は、過去7年間における加盟国による分担金未払いや支払い遅延による最悪の財政危機に対処するためのコストカットである。2025年国連総会では、2026年度のプログラム予算として34億5千万ドルが承認されたが、これは前年比15%の予算削減と19%の職員ポスト削減を想定して計上された予算案であった。従来の国連が取り組んできた課題に加え、気候変動やデジタルの安全保障など新たな課題は、今日の地政学的要因と複雑に絡み合い、旧来国連の持つ仕組みでは対応しきれなくなっている。さらに、大国によるマルチラテラリズムへの支持の低下が、それを体現する国連の活動維持が困難化している現状に拍車をかけている。

他方、人権の保護は、持続的な開発、平和構築・維持の課題と並び、国連の3本柱を構成する。1945年に「国連憲章」が、1948年に「世界人権宣言」が国連総会において採択されたが、これ以降、国連は人権を促進、擁護するとともに、加盟国政府がその責任を果たせるように支援を続けてきた。開発を人権の一つとして位置づける議論は、国連において1970年代初頭から始まっていたが、この議論を実務において取り入れたのは、アナン事務総長である。彼は、1997年に提唱した国連改革において、国連機関は全ての活動において、人権指向型開発アプローチ（Human Rights-Based Approach to Programing/HRBAP）を横断的に制度化するよう要請した。HRBAPの中核的指針は、参加型プロセスの確保、権利保持者（rights-holders）および義務履行者（duty-bearers）の能力強化、ならびにジェンダーや障害者等に対するきめ細かな配慮を通じて、「誰一人取り残さない開発」のプロセスを実現することにある。

この研究の問いは、UN80は、HRBAPにどのような影響を与えるか、というものである。この発表では、国連決議および政策文書を基にHRBAPの概念を整理し、国連職員や有識者への聞き取り調査を手がかりとして、現場の実態に即した議論をまとめる。

【部会4】

マルチレベルな権限割当機制の再検討 —国連とEUの比較—

原田 徹 (佛教大学)

国連とEUとはいずれもマルチレベルな政策協調を担う大規模な国際機構だが、機構内の組織編制や加盟国との権限割当などのガバナンスの原理には、共通する部分もあれば、根本的に異なる部分もある。本報告では、行政学の政府間関係の議論で用いられる「分離／融合」概念と、Marks & Hooghe らによるマルチレベル・ガバナンス分析での **General purpose governance (GPG)** / **Task-specific governance (TSG)** という二つの理論類型を手がかりに、国連とEUのガバナンス態様を比較し、その制度的特徴と政策過程の作動様式を再検討することを目的とする。

国連は加盟国主権の平等を前提とする典型的な「分離」モデルであり、WHO・ILOなど専門機関群によるTSGが中心を占める。国連事務局は議題設定・調整・技術支援にとどまり、政策の国内実施は加盟国政府に依存する。政官関係は政府間外交が軸で、官民関係も協議資格を持つNGO等を通じた限定的な参加にとどまる。地方自治体は国家を介した間接的関与に限定され、国際レベルとの制度的接続は弱い。こうした構造は、国連が「主権国家の連合」として設計されていることを端的に示している。

これに対しEUは、EU法の優位・直接効力を基盤とする「融合」モデルであり、欧州委員会・(閣僚)理事会・欧州議会がGPGとして広範な政策領域を統合し、その下に多数のTSG的エージェンシーが重層する。政官関係では欧州委員会官僚・加盟国官僚・地方自治体が政策ネットワークとして作動し、官民関係もロビー活動や専門家グループを通じて制度化されている。地方自治体は構造基金や地域委員会を通じてEU政策の正式アクターとして位置づけられ、国連との対照が際立つ。EUの政策過程は、超国家・国家・地方が相互に浸透し合う「融合的ガバナンス」の典型例といえる。

以上が、大雑把な対比(差異)の典型的記述だが、本報告では、国連とEUの制度的な共通点や差異を指摘するだけでなく、それらの経年的な変化(や収斂的な要素)傾向、国連の場合は直近の改革イニシアチブ(**UN80 Initiative**)が有する含意にも踏み込めたらと思う。また、両者の比較を通じて、マルチレベル・ガバナンスがいかに異なる制度原理のもとで構築されるのかも示したい。欲張れば、そのマルチレベル・ガバナンスのもとで高まる複雑性・錯綜性に対処するための「調整」の問題にも目を向けたいと思う。以上の考察を踏まえて、国際機構研究と行政学の交差点に位置する議論を提供できればと考えている。

【部会4】

国際租税協力における国連の役割 —周縁化したフォーラムの再浮上?—

津田 久美子（北海学園大学）

2023年12月、国連総会は国際租税協力に関する枠組条約の交渉開始を決議した（A/RES/78/230）。同決議は開発資金調達やSDGs達成を上位目的に掲げ、国際課税に開発協力の視点を接合しようとする点で注目される。国際課税ガバナンスにおける国連の役割は長く周縁的であった。本報告は、その周縁化の要因と2023年決議による国連「再浮上」の歴史的意義と課題を、国際行政学の分析視角から検討する。

国際課税ガバナンスの歴史的淵源は国際連盟期にあるが、戦後の中心的フォーラムは長らくOECDであった。近年はOECD非加盟国も参加する「包摂的枠組み」が形成され、先行研究はその枠組みにおける発展途上国の影響力行使の条件について明らかにしている。しかしなぜそれが国連という別フォーラムの創設に至ったのか、特にその歴史的意義については十分に説明されていない。それに対し本報告は、「国際課税」という機能の定義（フレーミング）に埋め込まれた権力関係に着目し、その定義を維持してきたメカニズムとそれが揺らいだ条件を歴史的に分析する。

具体的には、国際連盟期から2023年決議に至る過程に、機能定義をめぐる挑戦と封じ込めが形を変えながら繰り返されてきた歴史を浮き彫りにする。途上国は開発ニーズに基づき「国際課税」機能の境界拡張を繰り返し試みたが、大国およびOECDの制度的・構造的権力によって阻まれてきた。2000年頃のグローバル・タックス構想の挫折やOECDによる「税と開発」の狭義化（能力構築への限定）も、この機能定義の維持の帰結であったと捉えられる。2023年決議は、近年の枠組みへの参加を通じた途上国の専門知識の蓄積と連合形成を背景に、国連のフォーラムとしての再浮上を実現した。

本報告はこの歴史分析を通じて、2023年決議が機能定義の封じ込めに対する歴史的転換点であることを論じる。ただしフォーラムの創設と機能の再定義は同義ではなく、新フォーラムにおいて制度上の実質的な再定義がどこまで進むかが今後の焦点となる。

【部会 5】（自由論題）

国際システム論からみたワシントン体制

大原 俊一郎（亜細亜大学）

大戦争終結後の講和会議は、戦後国際秩序の基本枠組みを決定するきわめて重要な会議である。戦後国際秩序が長期にわたり安定した平和を享受できるかどうかは、国際秩序安定化のメカニズムを踏まえた綿密な計画と準備が必要であり、どの戦勝国が受益し、どの敗戦国が損失を被るかという国家間の妥協の産物としてではなく、合理的・客観的・調和的な観点から秩序形成を進めていくグローバル・ガバナンスとしての観点がきわめて重要である。

戦間期東アジア国際秩序の基本的枠組みであるワシントン体制は、第一次世界大戦後の戦後ヨーロッパ秩序を決定したパリ講和会議と切り離されて開催された。しかしながら、従来のワシントン体制に関する研究は外交史的な観点から日・米・英の三国間の妥協の産物として描かれてきたし、それがまさしくワシントン体制の現実であり、また限界でもあったともいえる。

とはいえ、合理的・客観的・調和的な観点からの秩序形成という意味では、ウィーン体制期のヨーロッパ協調が重要な基準点であるが、近世ヨーロッパにおける「国際社会（諸国家体系）の成熟」とその帰結たるウィーン体制を模範とした秩序作りの構想がなかったわけではない。日・米・英の枠組みではイギリスがその経験と学知の蓄積を有し、「新しいヨーロッパ協調」を見据えた秩序構想を持つ政治家・外交官・歴史家たちも存在していた。しかしながら、それらの政治家・外交官・歴史家たちが日・米に対して十分な影響力を持つことなく、また逆に日・米においてもイギリスの「新しいヨーロッパ協調」に呼応する政治家・外交官・歴史家を有しておらず、こうした「発育不全」が第一次世界大戦後の東アジア国際秩序の永続的な安定を損ない、きわめて短い期間で秩序崩壊へと繋がっていったとみることもできる。

本報告では、平和秩序形成を合理的・客観的・調和的な観点から進めていくグローバル・ガバナンスとしての観点を明確にした上で、ワシントン体制の形成過程と基本構造につき、従来のように帰納的・経験的な妥協の産物の形成プロセスとしてのみ検討するのではなく、このようなグローバル・ガバナンスとしてのある種の演繹的・理論的な観点を織り込みながら、検討していきたい。

【部会 5】（自由論題）

新興選挙監視組織の台頭と国際選挙監視規範の強固さ —A-WEB 報告書の比較分析—

金 孝淑（神田外語大学）・ポッター・デイビッド（南山大学）

冷戦終結以降、「民主主義の促進」は国際社会の重要な政策領域として制度化され、国際選挙監視はその中心的手段として国際規範へと発展した。この規範形成は OSCE、EU、カーターセンターなど西側組織が主導してきたと理解されてきた。このような中、2000 年代以降、非西側の新興選挙監視組織が拡大しているが、その多くは「質の悪い監視団」と位置づけられ、既存の国際選挙監視レジームへの影響が懸念されている。本報告は、韓国に本部を置く世界選挙機関協議会（A-WEB）に注目し、国際選挙監視の多様化が、従来欧米が主導してきた同規範の強固さ（norm robustness）に与える影響を検討する。

そのために、本報告では A-WEB が選挙監視を実施した 2023～2025 年の国政選挙 7 事例の事後報告書を、同一選挙を監視した OAS および OSCE/ODIHR の報告書と比較する。具体的には、本研究のために作成したコーディングに従い、①問題領域、②評価トーン、③規範的言語の使用を段落単位で比較分析するとともに、既存研究（Kelly, 2009）を参照した選挙不正評価の分析も行う。これにより、新興選挙監視組織がどの領域に重点を置き、どの程度批判的または寛容な評価を行い、どの規範をどのように参照しているのかを明らかにする。

A-WEB は選挙管理機関のネットワークとして、加盟国の主権を尊重しつつ能力構築や技術協力を重視する水平的協力アプローチを採用しており、その評価は手続き的民主主義に重点を置く傾向がある。このようなアプローチは、国際選挙監視規範の政治的側面を相対化し、規範の核心を曖昧化する可能性を持つ一方、各国・各組織の制度的・政治的条件に適合した柔軟な規範実施として、同規範のさらなる拡散と持続性を支える可能性も示している。本研究は、国際選挙監視レジームを西側主導の「質の高い監視団」とそれ以外の「質の悪い監視団」との対比として捉え、規範の強固さを二分法的に議論してきた既存研究とは異なり、規範の拡散後の段階における実施の多様性という視角から、同規範の強固さに対する含意を提示する。

【部会 5】（自由論題）

難民支援ガバナンスの「二重の逆境」と恒久的解決策の現在地

佐藤 滋之（武庫川女子大学）

現在、世界各地における難民支援はきびしい逆境の中に置かれている。この逆境は難民支援に必要なとされる資金の枯渇という側面と、国際社会から寄せられる難民支援の機運の低下という二つの面に特にみられる。アメリカは 2025 年 1 月の第二次トランプ政権の発足以降、国際協力から急速に距離をとり、難民支援をはじめとする対外支援への資金提供は大きく後退した。UNHCR の活動資金の拠出元として大きな比率を持っていたアメリカからの資金供出の縮小は世界各地でこれまで施行されてきた様々な難民支援活動の事実上の施行停止をもたらしている。また多くの国々で難民・移民に敵対的な政治的アジェンダを掲げるポピュリズム政党が台頭することによって、難民支援に対して寄せられていた機運に世界的な陰りが急速に広がっている。その一方で、現在世界における難民・避難民の総数は 1 億 2000 万人を超え、その約 85% は近隣の発展途上国および中進国の庇護の下に置かれている。言うまでもなく、これらの国々での難民支援には国際社会からの協力が必要であり、その枯渇は国内における一般市民と難民の間の断絶と対立を激化させている。

本報告ではトルコにおけるシリア難民に特に焦点を置き、この逆境の中での難民の恒久的解決策の模索とそのオプションを分析するものである。2012 年以降、トルコは最大時で約 400 万人のシリア人難民の受け入れ国となり、そのほとんどが都市難民として、トルコ市民の生活圏の中で共存してきた。これは国際社会の提唱する難民の自立に沿ったものであった。しかし、トルコを襲った経済危機の中で共存関係は崩壊し、難民問題は国内政治を大きく動かしかねない火種となっていった。この圧力の中でトルコ政府は自律的に難民の恒久的解決策の模索を続けている。本報告ではトルコの事例を参照しながら、同様の状況に置かれている世界の様々な難民状況の中で、難民の恒久的解決という政治的課題の現在の位相を論じる。

【部会5】（自由論題）

主権の内部的限界とグローバル・ガバナンス —「手続きによる支配」を巡る「責任ある主権」の規範と制度設計—

白川 俊介（関西学院大学）

現代の国際秩序は、自由民主主義国家内部の「正統性」(legitimacy)を巡る対立、特にカタール・ニヤやスコットランドに代表される少数派の分離独立要求という難問に直面している。国際社会は「領土保全」と「民族自決」の二律背反の中で一貫した対応を確立できずにいる。既存の介入論はジェノサイド等の「実体的な不正義」に焦点を当ててきたが、民主的手続きの外観を利用し、少数派による根源的な政治的選択肢（特に「分離独立」の可能性）を巧妙に封殺する「手続きによる支配」は、「国内問題」という主権の盾の陰でしばしば見過ごされてきた。

本報告は、国際関係理論（IR）の知見を接続し、この「手続きによる支配」が単なる国内の民主主義の欠陥ではなく、現代国際社会における「主権の道義的目的」に対する背信行為であると論じる。すなわち、「非支配」の原理を侵害し、対話と相互承認に基づく「責任ある主権」(responsible sovereignty)の要件をみずから放棄することで、国家はその外部的正統性を根本から損なっているのである。

ただし、この「支配」の認定は当事者国家自身には行えないため、公正な第三者たるグローバル・ガバナンスのメカニズムが不可欠となる。本報告は、専門性と実行力を両立するハイブリッドなメカニズムを提案する。第一段階として、国際法学者や政治学者らによる「独立専門家委員会」が、交渉拒否やルールの恣意的操作といった客観的指標に基づき、国家の「制度的応答性」の欠如（支配の事実）を監査・認定する。第二段階として、その報告に基づき国連やEU等の地域機構が政治的「調停」を主導する。

この枠組みは、特定の政治的帰結を強制する内政干渉ではなく、国際社会における共存のルール、すなわち誠実な熟議のプロセスを回復させるための紛争予防メカニズムである。これにより、主権の内部的限界を画定し、責任を伴う自己決定に基づく持続可能な平和構築への規範的基盤を築くことを目指す。